

釜石市国民保護計画 解説資料編

平成19年2月

釜石市

目 次

第1編 平時における備え

第1章 平時における組織・体制の整備	1
1 初動体制等の整備	1
(1) 24時間体制の確保について	
(2) 市対策本部への移行に要する調整	
(3) 災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合の調整	
第2章 国民保護措置に関する平時からの備え	1
1 生活関連等施設の把握等	1
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	2
1 防災のための備蓄との関係	2
2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材	2
第4章 国民保護に関する啓発・訓練等	2
1 国民保護に関する啓発	2
(1) 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	

第2編 武力攻撃事態等への対処

第1章 釜石市国民保護対策本部の設置等	3
1 市対策本部の組織構成及び機能	3
(1) 市対策本部の組織	
(2) 市対策本部における広報	
(3) 現地調整所の設置	
(4) 市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料	
第2章 関係機関相互の連携	8
1 住民への協力要請	8
(1) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助	
(2) 保健衛生の確保に必要な援助	
第3章 避難住民の誘導等	8
1 避難実施要領の策定	8
(1) 避難実施要領の策定	
(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項	
2 避難住民の誘導	9
(1) 災害時要援護者への配慮	
第4章 武力攻撃災害への対処	10
1 N B C 攻撃による災害への対処	10
(1) 汚染原因に応じた対応	
2 応急措置等の実施	10
(1) 退避の指示	

(2) 警戒区域の設定	
第5章 情報の収集・提供	12
1 安否情報の収集・提供	12
(1) 安否情報の種類及び報告様式	
第3編 復旧等	
第1章 財政上の措置等	12
1 国民の権利利益の救済に係る手続等	12
(1) 国民の権利利益の迅速な救済	

第1編 平時における備え

第1章 平時における組織・体制の整備

1 初動体制等の整備

(1) 釜石市における24時間体制の確保について

ア 市部局での対応充実

常備消防機関との連携を図りつつ、当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制を整備する。この場合、初動時において迅速に連絡が取れる体制であることが重要である。

イ 常備消防機関との連携強化

夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、市（町）長、その他関係機関への連絡）に限定して常備消防機関に事務を委ねることが選択肢として考えられる。

その際、構成市（町）においては、初動の連絡を受領次第速やかに対応体制をとることとし、担当職員が登庁後は当該市（町）が常備消防機関より引き継ぎ、国民保護措置を実施することとする。この場合、常備消防機関は、特に構成市（町）の長への連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平時より、各市（町）と常備消防機関との連携を密にし、各市（町）の庁内体制の整備や職員への周知を十分に実施しておく。

(2) 市対策本部への移行に要する調整

「釜石市緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、釜石市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「釜石市緊急事態連絡室」は廃止する。

(3) 災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合の調整

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、市対策本部を設置した場合は、災害対策本部を廃止するものとする。

また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を、市関係部課室に対し周知徹底する。

災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされており、あらゆる災害に対応するものではない。

第2章 国民保護措置に関する平時からの備え

1 生活関連等施設の把握等

【生活関連等施設及び危険物質等の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省

生活関連 等施設	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省・農林水産省
第28条 危険物質 等	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	文部科学省・経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省・経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	文部科学省
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省・農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

1 防災のための備蓄との関係

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、仮設トイレ、燃料、災害時要援護者用日用品など

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

第4章 国民保護に関する啓発・訓練等

1 国民保護に関する啓発

(1) 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

【住民への周知が必要な事項】

警報や避難指示等の伝達方法

警報に係るサイレン音の意味

武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務

不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等
 弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき行動
 特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止

第2編 武力攻撃事態等への対処

第1章 釜石市国民保護対策本部の設置等

1 市対策本部の組織構成及び機能

(1) 市対策本部の組織

釜石市国民保護対策本部における業務を実施する市組織は次の表によるものとする。

市対策本部の 組 織 名	武力攻撃事態等における業務内容		市の組織名
	大区分	小区分	
総務防災部	市国民保護対策本部及び各関係機関への要請に関すること	・被害対策の総合企画・調整 ・職員の非常招集、配置及び派遣	総務課 総合政策課
		・他市町村等及び関係機関への応援要請 ・県等に対する自衛隊の派遣要請 ・派遣部隊との連絡調整 ・被害現地における防災機関相互の要員の調整 ・釜石海上保安部等との連絡調整 ・応援協定に基づく他市町村等及び関係機関への応援要請 ・交通規制等に関する関係機関との連絡調整	消防防災課
	避難実施要領の策定に関すること		消防防災課
	安否情報、被害情報の収集を含め各種情報等の収集・調査に関すること	・安否情報の収集 ・被害情報、被害状況の取りまとめ ・ライフライン施設の被災状況の情報収集 ・被害発生・応急対応策報告	消防防災課
		・記録写真等の撮影 ・広報資料の収集、作成及び整理 ・報道発表、報道協力要請等の報道機関への対応	広聴広報室 情報推進課
		・庁舎等の被害調査・報告	財政課
		・人的被害及び住家被害調査・報告	税務課
	住民に対する警報の伝達、周知及び緊急通報、情報提供に関すること	・警報等の周知及び伝達 ・市防災行政無線の運営・その他通信業務 ・警戒区域の設定 ・避難勧告及び指示の発表	消防防災課
		・市ホームページによる警報等の周知及び各種被害情報の提供 ・携帯端末等を活用した地域住民への被害情報の提供	広聴広報室・情報推進課

	避難施設・救護所などの運営体制の整備等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の緊急輸送計画全般 ・市有車両等の集中管理及び配車 ・市有車両等に係る燃料の確保 ・傷病者の搬送協力 ・生活必需物資の搬送 ・食料の輸送 	財政課	
		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両確認証明書の申請 	消防防災課	
	復旧及び各種応急対策等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する水門等の閉鎖確認 ・水防団及び水防協力団体に対する指導 	消防防災課	
	特殊標章等々の交付に関すること			
民 生 部	安否情報、被害情報の収集を含め各種情報等の収集・調査に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害及び住家被害調査・報告 ・社会福祉施設被害調査・報告 ・行方不明者及び遺体の捜索、処理並びに埋葬事務の総括 ・捜索班の編成 	福祉事務所	
		<ul style="list-style-type: none"> ・医療衛生施設被害調査・報告 	健康推進課・環境課	
		<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場施設被害調査・報告 	市民課	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設及びし尿処理施設被害調査・報告 	環境課	
	避難施設・救護所などの運営体制の整備等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設等の設置並びに運営 ・義援物資及び義援金の受付、出納保管、配分及び輸送 ・ボランティア活動に係る連絡調整 ・ボランティアの活動状況の把握 ・ボランティアの受付及び配置 ・生活必需物資の調達及び配給全般 	福祉事務所	
		<ul style="list-style-type: none"> ・救護所の設置 	健康推進課	
		<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の生活相談、苦情の受付窓口の設置 ・相談、苦情内容に応じた担当部課への仕分け ・罹災証明の発行 	市民課	
	災害時要援護者の安全確保及び支援体制の整備等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者に対する避難誘導 ・身体障害者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん 	福祉事務所	
	保健衛生に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・保健活動班の編成 ・保健指導全般 ・検病調査班の編成 	健康推進課	
		<ul style="list-style-type: none"> ・防疫班の編成 ・防疫全般 	健康推進課・環境課	
		医療、医薬品等の供給に関すること		健康推進課
		廃棄物の処理及び応急し尿処理に関すること		環境課
	復旧及び各種応急対策等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各道路の交通及び安全の確保全般 ・食料の調達及びあっせん ・国民や人員の輸送計画全般 ・食料の需給に係る連絡調整 ・炊出しによる供給 	市民課	
	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給食用物資の確保、調達 	市民課・学校給食センター		
		学校給食センター		
経 済 部	安否情報、被害情報の収集を含め各種情報等	<ul style="list-style-type: none"> ・商工関係被害調査・報告 	産業政策課・商業観光課	

	の収集・調査に関する こと	・ 鉱山関係被害調査・報告	産業政策課
		・ 観光施設被害調査・報告	商業観光課
		・ 農林関係被害調査・報告	農林課
		・ 港湾漁業施設、水産関係被害調査・報告 ・ 在港漁船に対する事態発生等の情報の伝達、 周知	水産課
		・ 港湾施設関係被害調査・報告 ・ 在港船舶（漁船を除く）に対する事態発生等 の情報の伝達、周知	港湾振興課
		・ 各公共土木施設に係る被害状況調査	農林課・水産課
復旧及び各種応急対策 等に関すること	・ 各公共土木施設に係る応急対策の実施	農林課・水産課	
	・ 障害物除去班の編成 ・ 漁港関係障害物の除去 ・ 所管漁港に係る保全措置	水産課	
	・ 所管港湾に係る保全措置	港湾振興課	
建 設 部	安否情報、被害情報の 収集を含め各種情報等 の収集・調査に関する こと	・ 各公共土木施設に係る被害状況調査 ・ 所管施設被害情報の収集	建設課
		・ 所管施設被害調査・報告	都市計画課
		・ 下水道施設被害調査・報告 ・ 下水道施設に係る被災状況の把握	下水道課
	復旧及び各種応急対策 等に関すること	・ 各公共土木施設に係る応急対策の実施	建設課・都市計画 課・下水道課
		・ 市内交通応急対策、復旧全般 ・ 浸水対策用資機材の調達 ・ 障害物除去班の編成 ・ 道路、河川及び住居関係障害物の除去 ・ 応急要員の確保及びあっせん	建設課
		・ 被災住宅の応急修理に係る資材の調達 ・ 応急修理住宅の設計、施工、管理 ・ 公営住宅の入居あっせん	都市計画課
		・ 被災した下水道施設に係る応急措置及び応急	下水道課
水 道 部	市国民保護対策本部及 び各関係機関への要請 に関すること	・ 給水対策本部の設置 ・ 被災した上水道施設に係る応急措置及び応急 復旧の実施 ・ 給水班の編成及び全般的給水 ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律による給水 ・ 応急給水用資機材の調達	水道事業所
	安否情報、被害情報の 収集を含め各種情報等 の収集・調査に関する こと	・ 上水道施設被害調査・報告 ・ 上水道施設に係る被災状況の把握	
	復旧及び各種応急対策 等に関すること	・ 被災した上水道施設に係る応急措置及び応急 復旧の実施 ・ 給水班の編成及び全般的給水 ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律による給水 ・ 応急給水用資機材の調達	

文教対策部	市国民保護対策本部及び各関係機関への要請に関すること	・学校教職員の非常配置	総務学事課
		・社会教育関係諸団体への協力要請	生涯学習スポーツ課
	安否情報、被害情報の収集を含め各種情報等の収集・調査に関すること	・学校被害調査・報告 ・児童・生徒及び教員等被害調査・報告	総務学事課
		・社会教育施設被害調査・報告 ・文化財被害調査・報告 ・体育施設被害調査・報告	生涯学習スポーツ課
		復旧及び各種応急対策等に関すること	・学校施設の応急対策の実施 ・被災児童・生徒に対する学用品等の給与及び応急教育の実施
	・社会教育施設の応急対策の実施 ・文化施設及び文化財に対する応急対策の実施 ・体育施設の応急対策の実施		生涯学習スポーツ課
消防本部	特殊標章の交付に関すること		消防本部 釜石消防署
	安否情報、被害情報の収集を含め各種情報等の収集・調査に関すること	・高圧ガス、火薬類施設関係被害調査・報告	
	復旧及び各種応急対策等に関すること	・水防団及び水防協力団体に対する指導	
	武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む）		
	住民の避難誘導に関すること		

(2) 市対策本部における広報

【市対策本部における広報体制】

広報責任者の設置

武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置。

広報手段

広報紙、記者会見、記者発表、問い合わせ窓口の開設、ホームページ等のほか、様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備。

留意事項

広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することがないように迅速に対応すること。

市対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

県と連携した広報体制を構築すること。

(3) 現地調整所の設置

【現地調整所の性格について】

現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、

関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。)

現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

現地調整所においては、現場レベルによる各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、釜石市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に活かすことが可能となる。

現地調整所については、必要と判断した場合には、釜石市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う釜石市が、積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、釜石市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、釜石市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。)

(4) 市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料

住宅地図

人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ

区域内の道路網のリスト

避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト

輸送力のリスト

・鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ

・鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ

避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）

避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト

備蓄物資、調達可能物資のリスト

備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト

生活関連等施設等のリスト

避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの

関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

特に、地図や各種のデータ等は、市町村対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。

町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧

代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等

消防機関のリスト

・消防本部、消防署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先

- ・消防機関の装備資機材のリスト
- 災害時要援護者の避難支援プラン

第2章 関係機関相互の連携

1 住民への協力要請

- (1) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助の例
 - 消火のための水を運搬すること
 - 救出された負傷者を病院に搬送するため車両を運転すること
 - 被災者の救助のための資機材を提供することなど
- (2) 保健衛生の確保に必要な援助の例
 - 健康診断の実施
 - 感染症の動向調査の実施
 - 水質の検査の実施
 - 防疫活動の実施
 - 被災者の健康維持活動の実施

第3章 避難住民の誘導等

1 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

避難実施要領に定める事項（法定事項）

- ・避難の経路、避難の手段、その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

避難実施要領の策定の留意点について

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために作成するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて法定事項を箇条書きにするなど、その内容が簡潔なものとなることもあり得る。

県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目

- ・要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ・避難先
- ・一時集合場所及び集合方法
- ・集合時間
- ・集合に当たっての留意事項
- ・避難の手段及び避難の経路

- ・市職員、消防職団員の配置等
- ・災害時要援護者への対応
- ・要避難地域における残留者の確認
- ・避難誘導中の食料等の支援
- ・避難住民の携行品、服装
- ・避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難の指示の内容の確認

地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態の決定

事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案

避難住民の概数把握

誘導の手段の把握

屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者による運送）

輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合）

県との役割分担、関係運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定

要援護者の避難方法の決定

避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置

避難経路の設定、交通規制

警察との調整、道路管理者との連絡

職員の配置

各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定

関係機関との調整

現地調整所の設置、連絡手段の確保

自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整

県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、釜石市の意見や関連する情報をまとめる。

2 避難住民の誘導

(1) 災害時要援護者への配慮

市長は、自然災害時への対応として「避難支援プラン」を策定している場合には、当該プランに沿って対応を行う。

その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議のうえ、その役割を考える必要がある。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

【災害時要援護者の避難支援プランについて】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であるが、平時において、自然災害時における取組として行われる災害時要援護者の避難支援プランを活用することが重要である（「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）参照）。

避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。

災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報の把握・共有が不可欠であるが、その方法としては、同意方式、手あげ方式、共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方にに基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携のもとで、災害時要援護者各個々人の避難支援プランを策定することとなる（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。

第4章 武力攻撃災害への対処

1 N B C 攻撃による災害への対処

(1) 汚染原因に応じた対応

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、釜石市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

2 応急措置等の実施

(1) 退避の指示

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による退避の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示の例】

「 町×丁目、 町 丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時避難すること。

「 町×丁目、 町 丁目」地区の住民については、 地区の (一時) 避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内の退避」は、次のような場合に行うものとする。

NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき
敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 警戒区域の設定

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

第5章 情報の収集・提供

1 安否情報の収集・提供

(1) 安否情報の種類及び報告様式

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - 氏名
 - 出生の年月日
 - 男女の別
 - 住所
 - 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
 - ～ のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - 居所
 - 負傷（疾病）の該当
 - 負傷又は疾病の状況
 - 現在の居所
 - 連絡先その他必要情報
 - 親族・同居者への回答希望
 - 知人への回答希望
 - 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民
（上記 ～ に加えて）
 - 死亡の日時、場所及び状況
 - 遺体の安置されている場所

第3編 復旧等

第1章 財政上の措置等

1 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

手 続 項 目		担 当 課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事（法第81条第2項）	税務課
	特定物資の保管命令に関する事（法第81条第3項）	税務課
	土地等の使用に関する事（法第82条）	税務課
	応急公用負担に関する事（法第113条第1項・5項）	税務課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの（法第70条第1項、3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項）	財政課
不服申立てに関する事（法第6条、175条）		総務課
訴訟に関する事（法第6条、175条）		総務課